［略］	［略］	［略］
第百十四条の四十の四第一項各号列記以外の部分	［略］	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所
第百十四条の四十の四第一項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所	一の二　個人番号又は基礎年金番号
第百十四条の四十二第一項	住所	住所、個人番号又は基礎年金番号
第百十四条の四十二第二項各号列記以外の部分	知事等	地方公共団体情報システム機構
	住所	住所、個人番号又は基礎年金番号
	提出しなければならない。この場合において、第八十七条の二第三項の規定による書類の提出は、必要ないものとする	提出しなければならない
［略］	［略］	［略］
第百十四条の四十四第一項各号列記以外の部分	［略］	［略］
第百十四条の四十四第一項第一号	一　受給権者であつた者の氏名、生年月日及び住所	一　受給権者であつた者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号
［略］	［略］	［略］

（改正前国共済法による職域加算額の受給権者の個人番号の変更の届出）

第十六条の二　改正前国共済法による職域加算額の受給権者は、その個人番号を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した個人番号変更届出書を連合会に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　変更前及び変更後の個人番号

三　個人番号の変更年月日

四　年金証書の記号番号

（改正前国共済法による職域加算額の請求及び届出に係る特例）

第十七条　［略］

2　旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付に係る第十五条により読み替えて適用するなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の四十の二第三項、第百十四条の四十の三、第百十四条の四十の四、第百十四条の四十二（第二項第四号を除く。）及び第百十四条の四十四並びに前条に規定する届出を行う場合において、同時に厚生年金保険法の給付（脱退一時金及び脱退手当金に係るものを除く。）に係る同一の事由による届出を行うときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による届出書及び当該届出書に添えるべき書類の提出を省略することができる。

［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の四十の四第一項及び第百十四条の四十二第一項	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
第百十四条の四十二第二項各号列記以外の部分	提出しなければならない。この場合において、第八十七条の二第三項の規定による書類の提出は、必要ないものとする	提出しなければならない
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の四十四第一項	［同上］	［同上］
［項を加える。］		
［同上］	［同上］	［同上］

［条を加える。］

（改正前国共済法による職域加算額の請求及び届出に係る特例）

第十七条　［同上］

2　旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付に係る第十五条により読み替えて適用するなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の四十の二第三項、第百十四条の四十の三、第百十四条の四十の四、第百十四条の四十二（第二項第四号を除く。）及び第百十四条の四十四に規定する届出を行う場合において、同時に厚生年金保険法の給付（脱退一時金及び脱退手当金に係るものを除く。）に係る同一の事由による届出を行うときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による届出書及び当該届出書に添えるべき書類の提出を省略することができる。